

常陽資金コントロールサービス利用規定

1. サービス利用の範囲

常陽資金コントロールサービス（以下、本サービスといいます）は、「常陽資金コントロールサービス申込書兼預金口座振替依頼書」（以下、申込書といいます）にて、常陽銀行（以下、当行といいます）へお申込みいただいた申込者（以下、依頼人といいます）が、依頼人の自己の本社・支社・営業所等の取引金融機関と別途締結するエレクトロニックバンキング契約に基づき、自己の本社・支社・営業所等の預金口座から行う仕向振込・口座残高照会・入出金明細照会等を行う場合にのみ利用することができます。

2. サービス付随の商品

申込書と同時に、利用通信手順にあわせ当行ホームページ内に掲載する申込専用ページ（以下、「申込ページ」といいます。）から次のいずれかの商品を申し込みいただけます。この場合、申込ページから印刷した「確認書」に本サービスにかかる届け出の印章により記名押印のうえ、当行取引店へ提出してください。（以下、申込ページからの届け出および確認書の提出を合わせて「WEB申込」といいます。）または、次の申込書を利用し、いずれかの商品を申し込みいただけます。

・申込書名：常陽資金移動・照会サービス申込書兼預金口座振替依頼書（以下、「常陽資金移動・照会サービス申込書」といいます。）

・商品名：常陽資金移動・照会サービス<パソコン利用タイムリー型（SPC）>

常陽資金移動・照会サービス<パソコン利用タイムリー型（HT）>

本サービスで用いるパーソナルコンピュータは、「常陽資金移動・照会サービス<パソコン利用タイムリー型（SPC）>利用規定」に記載の「パソコン」、または、「常陽資金移動・照会サービス<パソコン利用タイムリー型（HT）>利用規定」に記載の「パソコン」とし、同規定を本サービスの利用規定に準用いたします。

3. パスワードの管理

システム立ち上げ用のパスワードについては、依頼人の責任において厳正に管理するものと致します。パスワードの不正入手等により生ずる損害については、当行はその責を負いません。

4. 本サービスの作動時の制約

本サービスは、全銀為替システム並びに当行所定の通信サービス（VALUX・ANSER）システム、依頼人が締結した各金融機関とのエレクトロニックバンキング契約の制約・規約の範囲で動作します。

5. 利用料等

本サービスの利用にあたり、毎月当行所定のサービス利用手数料をお支払いいただきます。

お支払にあたっては、毎月15日（休日の場合は翌営業日）あらかじめお届けいただいたサービス利用手数料引落口座から自動引き落としするものとします。

6. 免責事項等

当行の責によらない通信機器・回線およびパーソナルコンピュータ等の障害または電話またはインターネット環境の不通により取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当行はその責任を負いません。

7. 規定の変更

(1) 変更の告知

当行は、相当の事由があると認められる場合には、事前に相当な期間をもって、本サービスまたは本規定の内容を変更する旨および変更後の本サービスまたは本規定の内容ならびにその効力の発生時期を当行ホームページ上に掲載する等、当行所定の方法により依頼人に告知することで、本サービスまたは本規定の内容を変更できるものとします。

(2) 変更内容等

前項の変更は、前項のとおり変更内容等を依頼人に告知した場合に、前項の告知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。かかる変更により万一依頼人に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

8. 解約等

(1) 解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。

(2) 依頼人による解約

依頼人による解約の場合は、本サービス申込書に必要事項を記入し、本サービスにかかる届け出の印章により記名押印のうえ、当行取引店へ提出してください。合わせて、第2条で申込した商品の解約をしてください。ただし、解約時まで処理が完了していない振込等の取引の依頼が未処理のまま存在する場合は、当該取引依頼の取消を行なったうえで、解約の手続きをしてください。

(3) 当行からの解約の通知

① 当行の都合により本サービスの契約を解約する場合は、届出住所に解約の通知を行います。

② 当行が解約の通知を届出住所にあてて発信したにもかかわらず、その通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合、当行は解約の通知が通常到達すべき時に到達したものとみなします。

③ 解約（本条第5項に基づいて、本サービスの契約に基づく本サービスの一部または全部の提供を停止する場合を含みます。）によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

(4) 対象口座の解約

当行に本サービスの親口座として届け出た口座を解約する場合は、本サービス申込書に必要事項を記載して本サービスの解約手続きをしてください。合わせて、WEB 申込または常陽資金移動・照会サービス申込書にて親口座および当行にある子口座の解約手続きをしてください。

当行に本サービスの子口座として届け出た口座を解約する場合は、WEB 申込または常陽資金移動・照会サービス申込書にて解約手続きをしてください。

(5) 当行からの解約

依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約できるものとします。本サービスの契約を解約する場合、当行が依頼人にその旨の通知を発信したときに解約できるものとします。

- ① 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または、依頼人が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払い不能が6ヶ月以内に生じた場合に限りです）
- ③ 住所変更の届け出を怠るなど依頼人の責めに帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき
- ④ 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき
- ⑤ 当行が定める一定期間にわたり本サービスの利用がないとき
- ⑥ 相続の開始があったとき
- ⑦ 不正操作（複製、改変、改竄等を含みます。）があった場合
- ⑧ 本サービスの利用を申し込みされる以前に既に本サービスにかかる契約を締結されたことのある依頼人において、本項（当行からの解約）に基づく解約、手数料の支払回避を目的としたと思われるサービス利用の取り止めまたは解約、その他の不正な目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき
- ⑨ 法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等の相応の理由があるとき
- ⑩ 前各号の他、依頼人が本規定や当行との他の取引約定に違反したと当行が認めた場合など、当行が本サービスの契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合

(6) その他の解約

前項（当行からの解約）に加えて、依頼人が次の各号の一つにでも該当し、依頼人との取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当行は当該取引を停止し、または依頼人に通知することにより本サービスを解約できるものとし、これらによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。なお、通知により解約する場合、到着のいかににかかわらず、当行が通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発送した時に解約されたものとします。

- ① 依頼人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 依頼人または依頼人の取締役、執行役またはこれらに準ずる者（以下「取締役等」といいます）が次のいずれかに該当することが判明した場合
 - (ア) 暴力団
 - (イ) 暴力団員
 - (ウ) 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - (エ) 暴力団準構成員
 - (オ) 暴力団関係企業
 - (カ) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (キ) その他前各号に準ずる者
- ③ 依頼人または依頼人の取締役等が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為

(7) 手数料の取扱い

- ① 本サービスの契約が解約により終了する場合、解約日の属する月のサービス手数料およびそれに係る消費税相当額をお支払いいただきます。また、振込にかかる手数料または口座振替にかかる手数料、組戻しにかかる手数料または訂正にかかる手数料、およびそれらに係る消費税相当額がある場合は、それらをお支払いいただきます。
- ② 手数料の支払にあたってはあらかじめ取決めた指定預金口座より自動的に引き落とすものとします。この場合、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。

9. 本サービスの廃止

当行は、本サービスを廃止する場合、事前に相当な期間をもって当行ホームページ上に掲載する等、当行所定の方法により依頼人に告知いたします。かかる場合は、契約期間内であっても本サービスを廃止できることとします。

10. 協議事項

この規定に定めのない事項については、「常陽資金移動・照会サービス＜パソコン利用タイムリー型（SPC）＞利用規定」、または、「常陽資金移動・照会サービス＜パソコン利用タイムリー型（HT）＞利用規定」により取扱います。

11. 利用期間

本サービスの利用期間は、当初申込日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申し出のない限り、利用期間満了の日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

